

第2期福島県消費者基本計画(案) 概要版

第1 基本的な考え方	1 策定趣旨	消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を推進するため、計画的・安定的な取組推進の前提として策定。
	2 位置付け	福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第6条、消費者基本法第4条及び消費者安全法第4条第1項に基づく計画。 消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく消費者教育推進計画。
	3 計画期間	令和8年度から令和12年度までの5年間

第2	消費者を取り巻く現状と課題
	<p>○消費者を取り巻く経済・社会環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none">全国平均を上回る高齢化の進行及び高齢単身世帯の増加等に伴う消費生活に配慮を要する消費者の拡大デジタル技術の浸透やインターネット取引の拡大に伴う、世代を問わない消費者トラブルの増加及び手口の巧妙化・複雑化取引形態や決済手段の多様化、デジタル環境の高度化に伴う消費者問題の複雑化と、判断力向上や安全確保に向けた環境整備デジタル機器利用の拡大や成年年齢引下げに伴う、若年者を取り巻く消費者被害リスクへの対応 <p>・グローバル化やデジタル技術の進展に伴う越境取引拡大と外国人住民増加による消費者トラブル顕在化</p> <p>・持続可能な社会の実現に向けた取組の進展と、循環型社会への課題</p> <p>・災害や感染症発生時における消費者被害の未然防止及び拡大防止</p> <p>・原発事故に伴う食の安全・安心の確保と、風評の払拭及び正確な情報発信の継続</p> <p>・消費者被害の防止や持続可能な社会の形成に向けた消費者教育の推進</p>

第3	基本理念
	<p>○本計画における基本理念</p> <p>「県民誰もが、 自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、 安心して豊かな消費生活を営むことができる、 消費者被害のない安全で持続可能な社会の実現」</p> <p>○目指すべき社会の実現に必要な視点</p> <ul style="list-style-type: none">消費者の権利の確立を基本とした消費者の自立の支援安全・安心な消費生活の確保誰一人取り残さない包摂性の尊重環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮

第4	施策の展開
	<p>1 消費者被害の防止と救済</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 消費生活相談体制の充実・強化(2) 市町村の消費生活相談窓口に対する支援(3) 多重債務問題への対応(4) 関係機関等との連携、関係団体等の支援 <p>2 安全・安心な消費生活の確保</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化(2) 消費者の安全確保(3) 食品の安全性の確保(4) 地域での見守り体制の整備 <p>3 震災からの復興に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 食の安全・安心の推進(2) 自家消費野菜等の放射能検査の取組(3) 食に関する風評払拭の取組 <p>4 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 消費者の個別性や多様性に配慮した体系的な消費者教育の推進(2) 若年者への消費者教育の充実・強化(3) 消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止(4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供(5) 多様な教育の担い手との連携
第5 推進体制と進行管理	1 推進体制
	県民、消費者団体、事業者、事業者団体等、市町村、他都道府県、国と連携し、取組を計画的・効果的に推進。

第5 推進体制と進行管理	2 進行管理	毎年度、施策の取組状況や目標の達成状況等について取りまとめ、福島県消費者生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会に報告し、県HPで公表。
---------------------	--------	--